

## 山形県耐震診断業務委託料算定基準

平成10年 4月制定

(平成15年4月改訂)

### 第1. 基本事項

この基準は、山形県土木部において耐震診断業務を外注する場合の委託料算定に用いる。

なお、この基準によりがたい場合は、他の算定方法によることができるものとする。

### 第2. 耐震診断業務委託料の算定

耐震診断委託料の算定は次式による。なお、消費税及び地方消費税に相当する額は別途加算する。

$$\text{委託料} = 2.4 \times (\text{人件費単価}) \times (\text{難易度}) \times \text{業務人・日数}$$

**2.4** : 諸経費 + 技術経費に相当する係数

ただし、耐震診断を実施する建築物の用途、形状に応じて軽減することができる。

直接人件費単価 : 技師 (C)の数値 (山形県土木部の単価を用いる)

難 易 度 : 別表1により計算された評価点数により別表2に定める数値

業務人・日数 : 次式による。

$$\text{業務人・日数} = a \times (b + c \times \sqrt{A} \times \sqrt{N})$$

ただし、

- a** : ①建設省告示第2089号(平成7年)に基づく耐震診断又は(財)日本防災協会の三次診断及び補強計画策定(略算的な計画及び概算工事費)を行なう場合 **1.4**  
②建設省告示第2089号(平成7年)に基づく耐震診断又は(財)日本防災協会の三次診断のみ行なう場合 **1.25**  
③(財)日本防災協会の二次診断及び補強計画策定を行なう場合 **1.125**  
④(財)日本防災協会の二次診断のみ行なう場合 **1.0**  
⑤(財)日本防災協会の一次診断のみ行なう場合 **0.5**

**b** : 基本係数 (別表 3により決定)

**c** : 建築物の規模による人・日数の係数(別表 3により決定)

**A** : 診断対象となる建築物の床面積 (m<sup>2</sup>)

**N** : 診断対象となる建築物の階数

なお、**b** 及び **c** の数値については別表3により決定する。

### 第3. 耐震診断結果の判定について

耐震診断業務において診断結果の判定を委託する場合は次式による。

ただし、下記(1)及び(2)によりがたい場合は実状にあわせて算定することができる。

- (1) 複数の施設(棟数)をまとめて発注する場合  
$$\text{判定委託料} = \text{耐震診断委託料} \times 5 \%$$
- (2) 上記(1)以外の場合  
$$\text{判定委託料} = \text{耐震診断委託料} \times 8 \%$$

別表 1

| 項 目 \ 評価点数 | 1. 0 | 2. 0           | 3. 0        | 備 考         |
|------------|------|----------------|-------------|-------------|
| ① 建物の用途    | I 類  | II 類           | III 類       |             |
| ② 建物の平面形状  | 整 形  | やや不整形          | 不整形         |             |
| ③ 建物の立面形状  | 整 形  | やや不整形          | 不整形         |             |
| ④ 敷地の形状    | 平 地  | やや傾斜地<br>高低さ有り | 傾斜地<br>がけ地等 |             |
| ⑤ 調査難易度    | 標 準  | やや困難           | 困 難         | 標準（事務所、学校等） |

＊平面が不整形で仮想エキスパンジョイントとして仮想棟別でも検討する場合は「困難」とする。  
評価点数は①から⑤までの点数を合計する。

| 種 別 | 建物の用途                                                                                        | 備 考                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 第Ⅰ類 | 工場、車庫、市場、倉庫、等                                                                                |                                                |
| 第Ⅱ類 | 百貨店、店舗、観覧場、学校、体育館、<br>共同住宅、寄宿舍、庁舎、事務所、研究所、駅舎、等                                               | 第Ⅰ類の建築物のうち第Ⅱ類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む        |
| 第Ⅲ類 | 病院、診療所、ホテル、旅館、料理店、ナイトクラブ、<br>銀行、放送局、美術館、博物館、図書館、<br>公会堂、劇場、映画館、集会場（オーディトリウム有するものに限る）、複合建築物、等 | 第Ⅰ類または第Ⅱ類の建築物のうち第Ⅲ類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。 |

別表 2

| 評価点数の合計値 | 6 以下 | 7      | 8    | 9      | 1 0  | 1 1 以上 |
|----------|------|--------|------|--------|------|--------|
| 難易度の値    | 1. 0 | 1. 0 5 | 1. 1 | 1. 1 5 | 1. 2 | 1. 2 5 |

別表 3

|                | R C 造、S R C 造の場合 |      | S 造の場合 |      |
|----------------|------------------|------|--------|------|
|                | b                | c    | b      | c    |
| 設計図が構造図までである場合 | 1 0              | 0. 3 | 1 0    | 0. 3 |
| 設計図が意匠図のみある場合  | 1 2              | 0. 4 | 1 2    | 0. 4 |
| 設計図がない場合       | 1 6              | 0. 4 | 1 6    | 0. 5 |

山形県耐震診断業務委託料算定に係る運用について

平成15年4月

平成15年度の耐震診断業務委託料（以下、「委託料」という）の算定については次のとおり運用する。

- 第2の委託料の算定において、諸経費及び技術費に相当する係数「2. 4」を「2. 3」とする。（土木部制定「設計・工事監理業務委託料算定基準」の諸経費×0. 92に準じた。）
- 第3の判定料の算定について、実状が(1)及び(2)によりがたい場合は(社)山形県建築士事務所協会判定手数料基準を上限として採用する。

ただし、棟数が多い場合は次式で低減することができる。

$$[ 1 - 0. 05 \times (\text{棟数} - 1) ]$$